

先物・オプション取引ルールについて

目 次

1. 先物オプション取引口座開設までの流れ	2
2. 口座開設基準	
3. 取扱商品と限月	3
4. 取扱時間	
5. 取引単位	4
6. 呼値の単位	
7. 値幅制限	
8. サーキットブレーカー制度について	
9. 即時約定可能値幅について	5
10. 取引規制について	
11. 注文について	
12. 証拠金等の前受け	6
13. 証拠金について	7
14. 証拠金の日々計算について	
15. 先物・オプション取引の決済方法	
16. 決済日（精算日）	8
17. 最終の取引日	
18. 最終決済期日（精算期日）	
19. 追加証拠金（追証）	9
20. 強制決済	
21. 決済等に伴う不足額	
22. 当社取引手数料と建玉上限	
23. ご出金について	10
別紙	11

※本書では「株価指数先物取引・商品先物取引及び株価指数オプション取引」を総称して、「先物・オプション取引」としております。

※本書において、「日経225先物取引」に係る説明のうち、特に注釈の無いものは「日経225ミニ先物取引」「日経225マイクロ先物取引」を含めております。

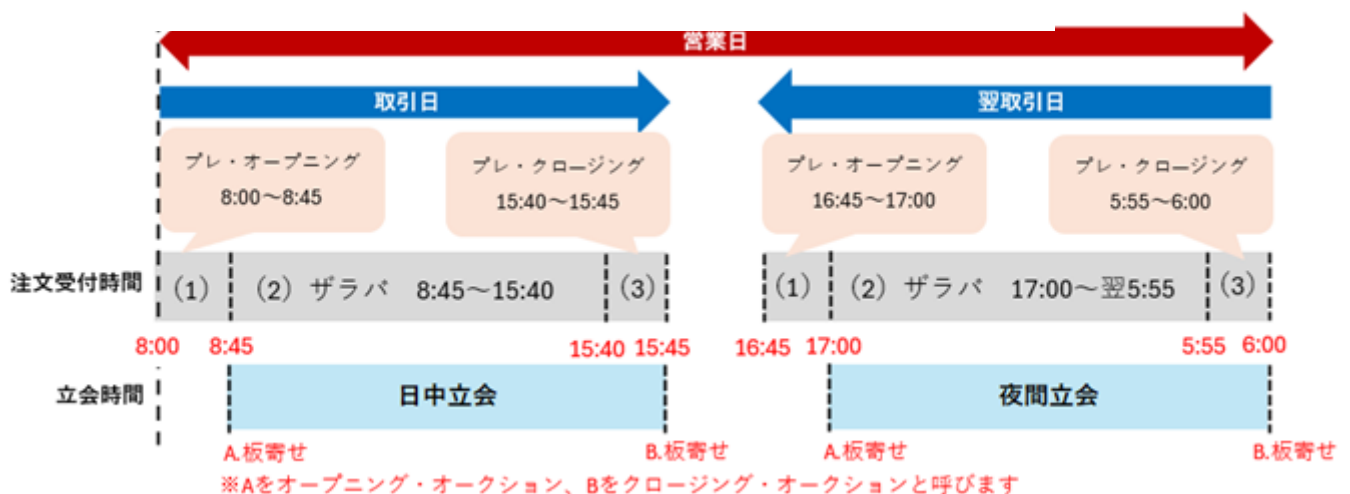
※本書において、取引の日付に係る定義は以下のとおりです。

（留意事項）

(1)、(3)の時間帯は、新規・訂正・取消しの各注文が発注可能であるが、マッチングは行わない。

（※ノンキャンセル・ピリオドの時間帯の訂正・取消し注文は除く）

(2)の時間帯は、新規・訂正・取消しの各注文が発注可能で、マッチングも行う。



※前日夜間立会開始時から当日日中立会終了時までが同一取引日となります。なお、祝日営業日を挟む場合は、祝日前営業日の夜間立会の開始時から祝日の翌営業日の日中立会終了時までが同一取引日となります。

※原則、土曜・日曜日及び1月1日を除く全ての休業日が祝日取引の対象日となります。ただし、取引所が取引を行わないことを適当と判断する日は祝日取引の実施日から除外される場合があります。

1. 先物・オプション取引口座開設までの流れ

先物・オプション取引口座の開設方法は、次のとおりです。

- ①当社に総合証券取引口座または法人口座を開設していただきます。
- ②メンバーページの先物・オプション取引口座開設申込画面から、お申し込みいただきます。申込画面では、お客様のメールアドレス、ご勤務先、その他質問項目をご入力いただきます。
法人口座のお客様については、カスタマーサービスセンターへお電話をいただき、お申込をお受けいたします。後日、お申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、署名、捺印を行い、ご返送ください。
- ③WEB画面上（法人口座の場合は書面）で先物・オプション取引ルールなど質問事項にお答えいただき、審査を行います。
（ただし、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。）
- ④審査結果については、電子メールまたは郵送で通知させていただきます。
- ⑤審査に通過したお客様のうち、法人口座のお客様ならびに一部のお客様に対して追加で差し入れていただく書類（「株価指数先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 株価指数先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」（但し、本約諾書は法人口座のお客様のみ））をご自宅あてに送付いたします。署名・捺印をしていただいたあと、当社あて返送していただきます。
なお、法人のお客様に差し入れていただく「先物・オプション取引口座設定約諾書」には、4000円の収入印紙の貼付が必要です。収入印紙を貼付し、ご返送ください。
- ⑥当社で書類の到着を確認いたします。（返信の必要がない場合はこの限りではございません。）
- ⑦当社内でお客様の先物・オプション取引口座の開設を登録いたします。
- ⑧お客様に先物・オプション取引口座開設完了の旨を電子メールまたは郵送でお知らせいたします。

【ご注意！】金融商品仲介業者を通じて、お取引なさっているお客様は手順が一部異なりますので、担当の金融商品仲介業者にお問い合わせください。

※平成23年11月7日以降に口座を開設する法人のお客様の場合、原則として、前項の書類以外に代表者の個人連帯保証書（注）と印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）の差入をお願いいたします。

（注）連帯保証書（先物・オプション取引口座開設申込書類に同封されております。）には200円の収入印紙を貼付し、代表者の署名、捺印（実印）をお願いいたします。

2. 口座開設基準

先物・オプション取引は、現物株の取引に比べてリスクが大きく、大きな利益を得られる可能性がある一方で大きな損失を被る可能性もあります。したがって、当社で先物・オプション取引口座を開設していただくにあたっては、次の条件を満たしていただくことが必要となりますので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。

◇先物・オプション取引口座の申込をしていただくにあたっては、本書及び「先物・オプション取引に関する説明書」、「先物・オプション口座設定約諾書」、「先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、「先物・オプション取引規定」の内容をご承諾いただくこと。

◇当社の定める基準を満たしていること。

先物・オプション取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっています。また、現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、お客様が先物・オプション取引を始めるにあたっては、お客様が当社の定めた基準に該当しているかどうかを審査させていただくことといたします。

主な基準は次のとおりです。

○お客様が当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していること。

当社で先物・オプション取引をお申し込みになる場合は、必ず当社の総合証券取引口座または法人口座を開設していただく必要があります。

○お客様がインターネットをご利用になれる環境をお持ちであり、パソコンの操作に支障がなく、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

先物・オプション取引口座開設のお申し込みは、当社のWEB画面、又は電話（法人口座の場合）で受け付けいたします。

したがって、インターネットをご利用になれる環境は必須となります。また、重要なご連絡につきましては、電子メールで当社からご連絡いたしますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。

○マーケットスピードをご利用いただけること

当社の先物・オプション取引は、マーケットスピードがメインの取引チャネルとなりますので、マーケットスピードをご利用いただくことが必須となります。WEBからはお取引いただけませんので、ご了承ください。また、携帯端末でのお取引は補完的なものとしてご利用ください。

○お客様が当社と常に電話で連絡を取れる状況にあること。

建玉の評価損益や証拠金の状況は、相場の変動によって大きく変化することがあります。また、先物・オプション取引の決済注文についてはお客様の差し入れ又は預託している証拠金の範囲でまかなうことができない不足金が発生することもあります。不足金（「21. 決済等に伴う不足額」をご覧ください。）が発生した場合は、当社よりマーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」の画面に掲載するなどしてご連絡させていただきます。

○住所または所在地や電話番号、職業（勤務先）等が当社に正しく登録されていること。

上記のように当社よりお客様に常に対応が行える状態としていただくため、住所または所在地や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただく必要があります。

○差換預託が行われることに同意していただくこと。

当社ではお客様から差し入れられた取引証拠金は「先物・オプション取引口座設定約諾書」第3条第2項の規定により差換預託されることがあり得るため、差換預託に同意いただくことが必要です。

○お客様が先物・オプション取引の経験また株式投資の経験をお持ちであること。

前述のとおり、先物・オプション取引は、通常の現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっており、また現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、先物・オプション取引においては取引時に相応の知識・経験が要求されます。当社の先物・オプション取引においては、すでに先物・オプション取引のご経験をお持ちであるか、一定の株式取引のご経験がある方を対象にさせていただきます。

○先物・オプション取引を行う時点で取引最低証拠金を入金できること。

当社先物・オプション取引においては、口座開設後に新規建玉を建てる際に取引最低証拠金以上の現金を必要とします。また、先物・オプション取引の損失リスクを考慮し、当社にお預け入れの現金・有価証券を含めて最低100万円以上の金融資産をお持ちであることが条件となります。

○本書等を電子的に交付することに同意いただけること。

先物・オプション取引口座開設時に交付する本書及び「先物・オプション取引に関する説明書」、「先物・オプション取引規定」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」を書面に代えて電子的に交付しますので、WEBでご確認いただくことにご了承ください。必要があります。

※法人口座のお客様の場合は、これらの書面を郵送にて交付いたします。なお、「株価指数先物・オプション取引に関する確認書、差換預託に関する同意書 兼 株価指数先物・オプション取引の差金等決済に関する告知に係る申請書」、及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」については、電子ではなく、書面に署名・捺印いただき、同意いただきます。

上記取引基準を満たしていただくほかに、当社では、WEBで口座開設審査（法人口座のお客様の場合は書面による審査）を行っております。また、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。上記取引基準を満たしている場合でも必ずしもお客様のご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご理解ください。ただし、その場合の理由については一切開示いたしません。審査の結果、口座開設完了のご連絡につきましては、電子メールで通知いたします。

3. 取扱商品と限月

限月（げんげつ）とは、指数や商品の決済期日の属する月をいい、銘柄ごとに異なります。

※当社取扱銘柄と限月（げんげつ）一覧は別紙1.参照

4. 取扱時間

当社の取扱時間は、次のようになります。

時間帯	注文受付状態
前日16時45分～前日17時00分	夜間立会 プレ・オープニング 注文受付
前日17時00分（夜間寄付）～当日5時55分	夜間立会 ザラバ注文受付
当日5時55分～当日6時00分	夜間立会 プレ・クロージング 注文受付
当日6時00分（夜間終了）※1	夜間立会 クロージング・オークション 板寄せ
当日6時00分～当日7時30分（バッチ処理時間帯を除く）	予約注文受付
当日7時40分～当日8時	日中立会 プレ・オープニング 前注文受付
当日8時～8時45分※	日中立会 プレ・オープニング 注文受付
当日8時45分（日中寄付）※2.～15時40分	日中立会 ザラバ注文受付
当日15時40分～15時45分	日中立会 プレ・クロージング 注文受付
当日15時45分（日中終了）	日中立会 クロージング・オークション 板寄せ

※1.ゴム市場の夜間立会は前日19時00分がクロージング（夜間立会終了）となります。

※2.ゴム市場の日中寄付は当日9時となります。

※3.前日夜間立会開始時から当日日中立会終了時までが同一取引日となります。なお、祝日営業日を挟む場合は、祝日前営業日の夜間立会の開始時から祝日の翌営業日の日中立会終了時までが同一取引日となります。

5. 取引単位

取引単位は最低取引単位（1枚）あたりの指数または商品価格の倍率を表し、銘柄ごとに異なります。

例えば、日経225ミニ先物取引であれば、日経225の100倍が1枚（1単位）となります。

※当社取扱銘柄の取引単位一覧は別紙2. 参照

6. 呼値の単位

呼値（よびね）の単位とは、売買する際の価格の刻み幅のことで、銘柄ごとに異なります。

例えば、日経225ミニ先物取引であれば、5円刻みでの値動きとなります。

※当社取扱銘柄の呼値の単位一覧は別紙3. 参照

7. 値幅制限

先物・オプション取引の値幅の限度については、サーキットブレーカー（CB）発動前の通常時制限値幅とサーキットブレーカー（CB）発動に応じて1取引日中に同一方向に2段階拡大します。ただし、ゴム・農産物市場は通常時制限値幅のみでサーキットブレーカー制度の対象外となります。

※当社取扱銘柄の制限値幅一覧は別紙4. 参照

8. サーキットブレーカー制度について

サーキットブレーカー制度とは、急激な先物価格の変動があった場合、取引所によって一時的に取引の中断が行われる措置です。先物価格が値幅の限度となった場合に発動され、CBの発動状況に応じて値幅の限度を段階的に拡大します。

	制度
発動条件	先物取引の中心限月取引において、次の①かつ②に該当した場合 ①制限値幅の上限（下限）値段に買（売）呼値が提示された（当該値段で取引が成立した場合を含む）場合 ②制限値幅の上限（下限）値段から制限値幅の10%を超える値段で1分間以上取引が成立しない場合
中断対象	①同一資産を対象とする先物取引の全限月取引 ②同一資産を対象とするオプション取引の全限月取引・全銘柄
適用除外の条件	・15:20～15:40 まで ・5:35～5:55 まで ・制限値幅を最大値幅まで拡大した後に再度発動基準に該当した場合等 なお、上記時間帯にサーキットブレーカーの発動基準に該当した場合、サーキットブレーカーは発動しませんので、直近の制限値幅のまま引けの板寄せを行います。
中断開始	サーキットブレーカー発動条件該当直後の大阪取引所がその都度定めるとき

	但し、制限値幅の上限（下限）値段で約定等があった場合には、即時でサーキット・ブレーカーが発動します。
中断時間	10 分間
再開方法	中断中に制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開します。
基準値段	取引日単位で洗替えます。

※取引再開時の板寄せでは、制限値幅の範囲内であれば即時に取引が成立します。

※値幅の限度の拡大は取引の一時中断中に行います。値幅の限度が拡大される前に、拡大前の制限値幅を超える注文は受け付けられません。

9. 即時約定可能値幅（DCB値幅）制度について

即時約定可能値幅（DCB値幅）制度とは、誤発注等による価格急変防止の観点から、先物取引では直近の最良気配仲値（直近の約定価格を含む）から、オプション取引では直近の約定値段から、即時約定可能値幅（DCB値幅）を越えて、上昇又は下落する注文が発注された場合に、即時約定可能値幅（DCB値幅）の範囲内で対応できる数量を約定させた上で、取引を一次中断する措置です。DCB解除時の板寄せにおける対当値段がDCB中の基準となる値段から一定値幅の範囲外である場合には、連続して取引が一時中断されます（連続DCB）。

即時約定可能値幅（DCB値幅）は、株価指数先物には直近の約定値段又は直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値(BBO仲値)、商品先物には直近の約定値段、直近の約定値段が無い場合は基準値段、日経225オプションには直近の約定値段から、銘柄ごとに値幅が決まります。また、DCB値幅はオープニング・オークションとクロージング・オークションとザラバで銘柄ごとに異なります。

※当社取扱銘柄の即時約定可能値幅（DCB値幅）一覧は別紙5. 参照

即時約定可能値幅（DCB値幅）制度の中断時間は、先物は30秒間、オプションは15秒間となります。ただし、祝日取引営業日の中断時間は、先物は60秒間、オプションは30秒間となります。

10. 取引規制について

先物・オプション取引では、市場の動向に応じて取引規制を行うことがあります。大阪取引所が発動する取引規制は次に掲げるものとなります。また、発動後はすみやかに、当社ホームページに記載いたしますので、ご確認ください。主要な取引規制については、次のとおりです。

「制限値幅の縮小」「証拠金差入日時又は預託日時の繰上げ」「証拠金額の引上げ」「証拠金の有価証券による代用の制限」「証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ」「取引代金の決済日前における預託受入れ」「先物取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等）」「株価指数オプション取引の制限又は禁止（自己取引の禁止等）」「建玉制限」「先物取引等の一時中断措置（サーキットブレーカー制度）」

11. 注文について

当社での先物・オプション取引の注文種類・注文条件については、次のとおりです。

（SOR有効設定）

当社が独自に提供する注文設定としてSOR有効設定があります。SORとは、スマート・オーダー・ルーティング（Smart-Order Routing）の略称で、SORを有効にすると、大阪取引所で取引が成立する時間内において、当社が提供する注文マッチングシステムにより、お客様の注文と機関投資家の注文が大阪取引所の最良気配と同値かそれよりも有利な価格でマッチングが行えるかの判定を行い、マッチングした数量を、大阪取引所の立会外市場（J-NET市場）においてクロス取引することで、大阪取引所の立会市場より有利、または同等の価格で約定する機会を提供する注文方法です。SOR有効設定を選択いただいた注文の一部がマッチング可能と判定され J-NET市場において約定した場合、未約定の残数量の注文は、大阪取引所の立会市場において執行いたします。SORを有効設定にしない場合は、全量を大阪取引所の立会市場に執行いたします。

※当社が独自に提供する注文設定の詳細は、当社のウェブサイトにてご確認ください。

(注文種類)

注文種類	概要
指値注文	価格の限度を指定して発注、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文
成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値又は買呼値と順次対当する注文
逆指値注文	価格の限度を指定して発注、「指定した価格まで下落したら売り」又は「指定した価格に上昇したら買い」とする注文。通常の指値注文と反対の形態となる注文
逆指値付通常注文	通常の注文と、逆指値注文を同時に執行する注文方法

(注) 指値注文から成行注文といった注文種類の訂正はできません。

(注文条件)

注文に付加する条件として、執行数量条件・執行時間条件があります。

執行数量条件	Fill and Store (FAS)	一部約定後に未執行数量が残るとき、その残数量を有効とする条件
	Fill and Kill (FAK)	一部約定後に未執行数量が残るとき、その残数量を失効させる条件
	Fill or Kill (FOK)	全数量が直ちに約定しない場合は、その全数量を失効させる条件

さらに、執行時間条件は以下のとおりです。

執行時間条件	当セッション	当日のセッション終了まで有効(夜間立会に受け付けた注文は夜間立会終了まで、日中立会に受け付けた注文は日中立会終了まで)とする条件
	期間指定	最大30営業日先までの日付を指定でき、指定日の日中立会終了まで有効とする条件
	取引最終日	取引最終日の日中立会終了まで有効とする条件
	引け	クロージング・オークション(日中・夜間)の注文として、プレ・クロージング中に自動的に取引所へ発注する条件

(注) 執行時間条件の「当セッション」とは、日中取引では当該日中取引まで、夜間取引では当該夜間立会までとなります。そのため、夜間取引から日中取引、日中取引から夜間取引に注文は引き継がれません。

(ノンキャンセル・ピリオドについて)

板寄せ直前の注文訂正・取消しによる価格変動を防止するため、立会取引の寄付き及び引け前に、訂正・取消し注文を原則として受け付けない時間帯(ノンキャンセル・ピリオド)があります。ノンキャンセル・ピリオドの対象商品や時間帯は以下のとおりです。

対象商品	日経225先物、日経225ミニ、日経225マイクロ、金標準、金ミニ、金スポット、白金標準、白金ミニ、白金スポット、銀、パラジウム、とうもろこし、一般大豆、小豆
対象時間帯	「日中立会と夜間立会の寄付き前1分間(8:44~8:45・16:59~17:00)」及び「夜間立会の引け前1分間(5:59~6:00)」(※日中立会の引け前の1分間は対象外)

※日経225オプション(ミニオプション含む)、東証グロース市場250指数先物、ゴム先物は対象外となります。

12. 証拠金等の前受け

当社での先物取引の新規建注文およびオプション取引の新規売建注文においては、金融商品取引所が定める証拠金所要額の計算方法に準じて当社が別に定める計算方法により算出した当社証拠金所要額(「先物・オプション取引に関する説明書」・別紙「○ 証拠金について」をご覧ください。)以上の金銭をあらかじめ差し入れ又は預託していただく必要があります。

また、オプション取引の買付注文（オプション売建玉の買戻しは除く）においては、オプションプレミアムに基づき当社が別に定める計算方法により算出した額以上の買付代金相当額をあらかじめ差し入れ又は預託していただく必要があります。

差し入れ又は預託していただく証拠金は原則現金です。株券（代用有価証券）、倉荷証券は、証拠金として差し入れ又は預託することはできませんので、あらかじめご了承ください。また、預り金から証拠金への振替はお客様ご自身で事前に行ってください。証拠金への振替については、転売時、決済時を除き、原則お客様ご自身でお手続きしていただきます。

（注）値洗い処理（追証判定）は日中立会終了後に公表される最低証拠金所要額を基準に実施されるため、日中立会終了時点で維持率が100%を上回っていても、証拠金不足による追加証拠金が発生する場合があります。証拠金は余裕を持って差し入れ又は預託していただくなど、リスク管理には十分ご注意ください。

13. 証拠金について

当社証拠金所要額等およびその算出方法等は、「先物・オプション取引に関する説明書」・別紙「○ 証拠金について」にてご確認ください。

14. 証拠金の日々計算について

当社は、毎取引日の取引終了後、お客様の全建玉および当該取引日の全取引の状況等に基づき、お客様の当社受入証拠金の額、当社証拠金所要額、最低証拠金所要額を算出いたします。この結果、お客様の当社受入証拠金の額が最低証拠金所要額を下回った場合には、不足額以上の追加証拠金（「19. 追加証拠金（追証）」をご覧ください。）を差し入れ又は預託していただきます。証拠金の維持率は取引画面に表示いたしますので、こちらで確認ください。

（注1）先物取引の建玉については、毎日の清算値を基準として値洗いが行われます。その評価差損益の当社での取扱いは「先物・オプション取引に関する説明書」・別紙「○ 証拠金について」④（注2）のとおりとし、当社受入証拠金の計算に反映されます。

（注2）祝日営業日の日中立会終了後においては、値洗いや証拠金の差し入れ又は預託などは行われません。祝日の翌営業日の日中立会の取引と併せて取引終了後に行われます。

（注3）オプション取引の建玉については、値洗いは行われず、毎日の清算値を基準として算出されるネット・オプション価値の総額が証拠金所要額の計算に反映されます。なお、オプション取引における清算値とは、金融商品取引所が定める理論価格または本質的価値（プットオプションにあっては、権利行使価格からその日のオプション清算値を差し引いて得た数値、コールオプションにあっては、その日のオプション清算値から権利行使価格を差し引いて得た数値）のいずれかの数値で金融商品取引所が定める数値となります。

15. 先物・オプション取引の決済方法

先物・オプション取引における建玉の決済方法は、次のとおりです。

①反対売買による方法

買建の場合には転売、売建の場合には買戻しをすることによって決済する方法です。

②SQによる決済

最終の取引日を過ぎて未決済建玉がある場合は、SQ（特別清算指数または最終決済価格）値に基づいて、決済されます。決済代金は、次のとおりです。なお、オプション買建玉のSQによる決済は、自動権利行使されますので、権利消滅以外の建玉は権利放棄することができません。オプション売建玉の権利割当が行われた場合には、大阪取引所より割当てられた数量の売建玉をお持ちのお客様に、当社が定めるところにより割当て、その結果を速やかに通知いたします。

【日経225先物・東証グロース市場250指数先物】

売建玉の場合・・・決済代金＝（建単価－SQ値）×建数量×1,000－（手数料＋消費税）

買建玉の場合・・・決済代金＝（SQ値－建単価）×建数量×1,000－（手数料＋消費税）

【日経225ミニ先物取引】

売建玉の場合・・・決済代金＝（建単価－SQ値）×建数量×100－（手数料＋消費税）

買建玉の場合・・・決済代金＝（SQ値－建単価）×建数量×100－（手数料＋消費税）

【日経225マイクロ先物取引】

売建玉の場合・・・決済代金＝(建単価－SQ値)×建数量×10－(手数料+消費税)

買建玉の場合・・・決済代金＝(SQ値－建単価)×建数量×10－(手数料+消費税)

(注1) 円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てといたします。

【日経225オプション】

(SQ値－買建玉の権利行使価格)×数量×1,000－(手数料+消費税)＝決済代金 $\geq$ 0 権利行使(コールオプション)

(買建玉の権利行使価格－SQ値)×数量×1,000－(手数料+消費税)＝決済代金 $\geq$ 0 権利行使(プットオプション)

(SQ値－買建玉の権利行使価格)×数量×1,000－(手数料+消費税)＝決済代金 $<$ 0 権利消滅(コールオプション)

(買建玉の権利行使価格－SQ値)×数量×1,000－(手数料+消費税)＝決済代金 $<$ 0 権利消滅(プットオプション)

【日経225ミニオプション】

(SQ値－買建玉の権利行使価格)×数量×100－(手数料+消費税)＝決済代金 $\geq$ 0 権利行使(コールオプション)

(買建玉の権利行使価格－SQ値)×数量×100－(手数料+消費税)＝決済代金 $\geq$ 0 権利行使(プットオプション)

(SQ値－買建玉の権利行使価格)×数量×100－(手数料+消費税)＝決済代金 $<$ 0 権利消滅(コールオプション)

(買建玉の権利行使価格－SQ値)×数量×100－(手数料+消費税)＝決済代金 $<$ 0 権利消滅(プットオプション)

(注1) オプション買付代金・先物決済損がある場合、証拠金を預り金に自動的に振替えて決済いたします。この場合、預り金に残高がある場合でも、証拠金を振替えて決済をいたしますので、ご了承ください。

(注2) オプション売却代金・先物決済益は預り金で決済をし、その金額を自動的に証拠金に振り替えます。

(注3) SQ (Special Quotation 特別清算指数) とは、株価指数先物取引やオプション取引などの最終決済を行うための数値(＝清算指数)のことをいい、最終の取引日の翌営業日における指数構成銘柄の始値に基づいて算出されます。期日前に反対売買による決済が行われない場合には、清算指数として使用されます。金ミニ・白金ミニにおいては、標準銘柄の納会日における日中立会の始値が最終決済価格として使用されます。

【金ミニ・白金ミニ】

売建玉の場合・・・決済代金＝(建単価－最終決済価格)×建数量×100－(手数料+消費税)

買建玉の場合・・・決済代金＝(最終決済価格－建単価)×建数量×100－(手数料+消費税)

16. 決済日(精算日)

先物取引およびオプション取引の決済日(精算日)は、転売・買戻を行った取引日の翌営業日です。したがって、夜間立会ならびに祝日の決済日(精算日)は転売・買戻を行った日の翌々営業日となります。

17. 最終の取引日

各銘柄の最終の取引日は、株価指数先物・オプションの従来限月取引においては当該限月の第2金曜日(SQ日)の前取引日まで、オプション週次限月取引においては当該週次限月の金曜日(SQ日)(第2金曜日除く)の前取引日までです。金・白金(いずれもミニ含む)の限月取引においては当該限月の最終営業日から起算して4営業日前を最終決済日(納会日)とした前取引日までです。ただし、12月は最終営業日ではなく28日から起算して4営業日前を最終決済日(納会日)とした前取引日までです。(28日が休業日又は大納会に当たるときは順次繰り上げ)金・白金を除く商品先物銘柄の限月取引においては当該限月の最終決済日(納会日)を前に当社の任意で定めるものとします。金ミニ・白金ミニを除く商品先物銘柄で最終の取引日を過ぎて未決済の建玉は、当社の任意でお客様の計算により強制決済を行います。

18. 最終決済期日(精算期日)

各銘柄の最終決済期日(精算期日)は、株価指数先物・オプションにおいては当該限月の第2金曜日(SQ日)を最終決済日とした翌営業日です。最終の取引日を過ぎて未決済の建玉は、SQ値によって決済されます。金ミニ・白金ミニにおいては当該限月の最終営業日から起算して4営業日前を最終決済日とした翌営業日です。最終の取引日を過ぎて未決済の建玉は、最終決済価格によって決済されます。金ミニ・白金ミニを除く商品先物銘柄は最終の取引日の翌営業日となりますが、最終の取引日を過ぎて未決済の建玉は、当社の任意でお客様の計算により強制決済を執行するため、強制決済日の翌営業日です。

19. 追加証拠金（追証）

お客様の当社受入証拠金が最低証拠金所要額を日中立会終了後の値洗い処理の時点で下回った場合、お客様は翌営業日正午までにその差額（不足額）以上の金銭を追加証拠金（追証）として差し入れ又は預託しなければなりません。翌営業日正午までに当社にて不足額以上の差し入れ又は預託が確認できなかった場合は、**建玉を強制決済（「20. 強制決済」をご覧ください。）**させていただくことができるものとします。ご注意ください。

（注1）同時に信用取引口座をご開設済のお客様は、委託保証金維持率および引出余力による計算結果から預り金（新たにご入金いただいた金額も含みます。以下同。）の一部が拘束され、証拠金に振替えることができない場合がございます。ご注意ください。

（注2）日計り拘束金（現物取引で、同一受渡日かつ「同一銘柄」の日計り取引をおこなった際、差金決済にならないように受渡金額のうち当該銘柄の買付金額を預り金から拘束する金額のことをいいます。）が発生している場合、預り金（新たにご入金いただいた金額も含みます。）の一部が拘束され、証拠金に振替えることができない場合がございます。ご注意ください。

（注3）追証は、原則、お客様ご自身で、所定の時間までに当該金銭の振替指示をしていただく必要がございます。振替指示をされなかった場合、追証は解消されませんので、ご注意ください。なお、証拠金へ振替える前に他商品の購入等に変更された場合は、全部又は一部の金銭の振替指示ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

（注4）祝日営業日の大引け後においては、14. 証拠金の日々計算は行われません。祝日の翌営業日の日中立会の取引と併せて大引け後に行われます。また、祝日前営業日に発生した追加証拠金（追証）の預託期限は祝日の翌営業日正午までとなります。

20. 強制決済

（1）追加証拠金による場合

上記「19. 追加証拠金（追証）」の理由により、追証を差し入れ又は預託する必要がある場合は、翌営業日正午までに差し入れ又は預託していただきます。差し入れ又は預託が確認できない場合は、お客様の意思に関係なく、また当社からの連絡の有無にかかわらず**当社の任意でお客様の計算により、先物全建玉およびオプション全建玉を処分させていただくことができるものとします。**

（2）最終取引日を過ぎた場合

上記「17. 最終の取引日」を過ぎて未決済の建玉は、お客様の意思に関係なく、また当社からの連絡の有無にかかわらず**当社の任意でお客様の計算により、該当の建玉を処分させていただくことができるものとします。**

お客様におかれましては、常に証拠金および先物・オプションの建玉を確認していただき、ご自身の口座の状況を把握していただくことが必要となります。

21. 決済等に伴う不足額

先物・オプション取引の決済（先物取引におけるSQ値による決済ならびにオプション取引における権利行使・割当に伴う決済を含みます。）に伴う現金支払予定額が、お客様が証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額を上回った場合には、当該不足額以上の金銭を別途ご入金いただきます。当該不足額につきましては、発生日の翌営業日正午までに当社にご入金いただきます。

お客様から当該期限までに当該不足額のご入金がない場合、当社はお客様に通知することなく、**当社の任意でお客様の計算により適宜債務の弁済を行うことができるものとします。**

なお、決済日（精算日）当日に信用取引による決済損および立替金による預り金不足が生じている場合、先物・オプション取引における追証解消のための入金であっても、証拠金に充当できない場合があります。ご注意ください。

22. 当社取引手数料と建玉上限

当社取引手数料および建玉上限は、「先物・オプション取引に関する説明書」-別紙「○ 当社手数料について」および「○ 建玉上限について」にてご確認ください。

23. ご出金について

ご出金については、お客様の建玉と証拠金の状況を考慮して、ご出金の可能な額を算出し、その範囲内でご出金が可能となります。したがって、証拠金の計算結果如何により、預り金があっても必ずしもご出金できない場合もございます。また、同時に信用取引口座をご開設のお客様が、委託保証金維持率による計算結果から預り金の一部が拘束され、ご出金にならない場合がございます。ご注意ください。

以上

(2024年11月)

別紙

1. 当社取扱銘柄と限月

銘柄	限月とその数
日経225先物	3月、6月、9月、12月の限月取引の19限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は、6月、12月の各限月取引については8年、3月、9月の各限月取引については1年6か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
日経225ミニ先物	3月、6月、9月、12月の限月取引の13限月取引（各限月取引の期間は、6月、12月の各限月取引については5年、3月、9月の各限月取引については1年6か月）に加え、マンスリー限月（3月、6月、9月、12月以外の限月）のうち直近の3限月を加えた16限月取引制。マンスリー限月取引の期間は、5ヶ月（2月、5月、8月、11月の各限月取引については4ヶ月）となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
日経225マイクロ先物	3月、6月、9月、12月の限月取引（各限月取引の期間は6ヶ月）の直近2限月取引とマンスリー限月（3月、6月、9月、12月以外の限月で各限月取引の期間は3ヵ月）のうち直近の2限月を加えた4限月取引制。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
東証グロース市場250指数先物	3月、6月、9月、12月の限月取引の直近5限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は、1年3か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
日経225オプション	3月、6月、9月、12月のメジャー限月取引の19限月取引（各限月取引の数は、6月、12月の各限月取引については直近16限月、3月、9月の各限月取引については直近3限月）に加え、マイナー限月（3月、6月、9月、12月以外の限月）のうち直近の8限月を加えた27限月取引制。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
日経225ミニオプション	マンスリー限月取引（1月～12月）の直近3限月取引に加え、週次限月取引となる直近の連続4週次設定限月（第2週目を除く）の4限月を加えた合計7限月取引制。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
金標準、金ミニ、銀、白金標準、白金ミニ、パラジウム、一般大豆	2月、4月、6月、8月、10月、12月の限月取引の直近6限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は12か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
ゴム（RSS3号、TSR20号）	1月から12月の連続する限月取引の直近12限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は12か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
小豆	1月から12月の連続する限月取引の直近6限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は6か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。
とうもろこし	1月、3月、5月、7月、9月、11月の限月取引の直近6限月取引制。この方式に基づく各限月取引の期間は12か月となっております。直近の限月取引の最終の取引日の翌営業日（翌取引日の日中取引開始時）から新しい限月取引が開始されます。

2. 当社取扱銘柄の取引単位

銘柄	取引単位（1枚あたりの各銘柄の倍率）
日経225先物	日経225の1,000倍
日経225ミニ先物	日経225の100倍
日経225マイクロ先物	日経225の10倍
東証グロース市場250指数先物	東証グロース市場250指数の1,000倍
日経225オプション	プレミアム価格の1,000倍
日経225ミニオプション	プレミアム価格の100倍
金標準	金価格の1,000倍
金ミニ・金スポット	金価格の100倍
白金標準	白金価格の500倍
白金ミニ・白金スポット	白金価格の100倍
銀	銀価格の30,000倍

パラジウム	パラジウム価格の3,000倍
ゴム	ゴム価格の5,000倍
とうもろこし	とうもろこし価格の50倍
一般大豆	一般大豆価格の10倍
小豆	小豆価格の80倍

3. 当社取扱銘柄の呼値の単位

銘柄	呼値の単位（刻み幅）
日経225先物	10円刻み
日経225ミニ、日経225マイクロ先物	5円刻み
東証グロース市場250指数先物	1ポイント刻み
日経225オプション、日経225ミニオプション	プレミアム価格が100円以下は1円刻み、100円超は5円刻み
金標準、金スポット、白金標準、白金スポット、パラジウム	1円刻み
金ミニ、白金ミニ	0.5円刻み
銀、ゴム	10銭刻み
とうもろこし、一般大豆、小豆	10円刻み

4. 当社取扱銘柄の制限値幅

銘柄	通常時制限値幅	第一次拡大時 制限値幅	第二次拡大時 制限値幅
日経225先物、東証グロース市場250指数先物	8%	12%	16%
日経225オプションプレミアム50円未満	4%	7%	10%
同50円以上200円未満	6%	9%	12%
同200円以上500円未満	8%	11%	14%
同500円以上	11%	14%	17%
金標準、金ミニ、金スポット	5%	10%	15%
白金標準、白金ミニ、白金スポット	10%	20%	30%
銀	10%	20%	30%
パラジウム	10%	15%	20%
ゴム	10%（通常時制限値幅のみ）		
とうもろこし	8%（通常時制限値幅のみ）		
一般大豆	10%（通常時制限値幅のみ）		
小豆	8%（通常時制限値幅のみ）		

※制限値幅は変更される場合があります。

5. 当社取扱銘柄の即時約定可能値幅（DCB 値幅）

銘柄	即時約定可能値幅（DCB 値幅）		
	オープニング・オークション	クロージング・オークション	ザラバ
日経225先物、東証グロース市場250指数先物	上下3.0%	上下1.5%	上下0.8%
日経225オプション取引	上下60Tick（刻み）	上下30Tick（刻み）	上下10Tick（刻み）
金標準、金ミニ、金スポット、白金標準、白金ミニ、白金スポット	上下120円	上下80円	上下40円
銀	上下3円	上下2円	上下1円
パラジウム	上下90円	上下60円	上下30円
ゴム	上下15円	上下10円	上下5円

とうもろこし	上下750円	上下500円	上下250円
一般大豆	上下1,500円	上下1,000円	上下500円
小豆	上下300円	上下200円	上下100円

※即時約定可能値幅（DCB 値幅）は変更される場合があります。

6. 先物・オプション SOR 有効時の立会外取引（J-NET 市場）に適用される取引概要

（1）当社取扱銘柄と呼値の単位

銘柄	呼値の単位（刻み幅）
日経225先物	0.1円刻み
日経225ミニ	0.1円刻み
日経225オプション、日経225ミニオプション	0.1円刻み

（2）取引時間

立会区分	取引時間	注文受付状況
日中立会	8:45～15:40	ザラバ（立会時間外、プレ・オープニング、プレ・クロージング、板寄せでは執行されません）
夜間立会	17:00～翌5:55	